

メロス通信 不定期便



『生活保護について考える』

物価・光熱費の高騰によりソーシャルワーク委員会でも患者・利用者の困窮ぶりが議題に上がっています。日常生活に関するアンケートを行った外来師長からは「生活保護受給者もそれ以外の方も同じような意見が出され、電気以外の食品等も大幅に値上がりしカップ麺・袋麺も大幅に高くなり、肉より魚が高いと実感。エアコンが使用できず、使用すれば生活が困窮する」と生活苦が広がっていることや「喫煙していたら生活できないので禁煙外来にきた」という患者まで現れたことに驚きを感じると意見が出されました。

今回は生活保護について考えてみます。生活保護を受ければ生活困窮から抜け出せるわけではなく生活保護そのものが生活困窮であるということを再確認します。

当事者の声を聴く！

～いのちのとりで裁判～

原告50代Aさんより



Aさんは子どもころから友人ができず虐めを受けたりなど生きづらさを感じていました。地元の私立大学を卒業し夢を追って上京しました。日雇いのアルバイトで生活費を稼いでフリーターをしていましたが、世の中の経済状況は悪くなり心身に不調をきたし、借金を重ね家賃も滞納してしまいます。自己破産したときに弁護士から『生活と健康を守る会』という団体を紹介され、初めて生活保護という制度を知ることになります。生活保護を利用することになり統合失調症と糖尿病を診断されました。

Aさんの声です。「現在の生活費は月額77,240円ですが、そこから光熱費、通信費、交通費を差し引くと手元に残るのはせいぜい3～4万円ですそこから他の生活費を支出しなければなりませんし、急な出費にも備えなければなりません。食事は1日3食食べたいのですが、ほとんど1日夕食の1食が限界で、朝でもコーヒー1杯がやっとです。食品も劇的に安いときにまとめ買いして押さえておかないといつ食べられるか分からない状態です。賞味期限切れを承知で食べたりすることもあります。以前より外食する回数も激減しました。心身と共に表面的には健康をつくっていますが体調不良気味には変わりありません。エアコンは電気料金の理由からほとんど使っていません。娯楽にはお金を使えず、お金がないため人と出会ったり親しく付き合ったりすることができず孤独を感じています 本当は結婚もしたのですが、それもできないことにとっても悲しい思いがしています」

胸が震える思いでこの言葉を聞きました。生活保護費はすべての社会保障の基準です。人間らしい最低限度の生活ができない生活保護費が基準となり国民の社会保障があるのです。生活保護に至らなくとも暮らしがやっていけない患者・利用者がいるのは当然です。

私たちはこの苦しみに感覚を研ぎ澄まし、自分たちが健文会としてできることを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

全国で行われているいのちのとりで裁判は11勝10敗です。各地の人道派弁護士たちが無償でたたかいを重ねています。各地にある『生活と健康を守る会』（生健会）は生活保護利用を阻もうとする市町の水際作戦を相手に当事者に寄りそい、国民の権利として生活保護利用を押し進めています。私たちもその一員として「いのち」と「権利」を守っていきたいと思います。

< 判例解説Watch >

『いのちのとりで裁判』

とは？

* 法的論点を簡単に説明します！

「いのちのとりで裁判」とは「国が生活保護費を2013年から大幅に引き下げたことは、憲法25条が定める生存権の保障に違反する」として、全国各地の1000人を超える生活保護受給者が国や自治体に引下げ決定の取り消しを求めているものです。当初は原告の請求棄却の判決が目立ちましたが、ここに来て大きく潮目が変わり「引き下げ取り消し」の判決が増えてきました。現時点で11勝10敗です。生活保護費引き下げの根拠となった「生活扶助相当CPI（厚労省独自作成の消費者物価指数）の計算

方法の根拠と妥当性」に大きな疑義が持たれており、国が示した2008年以降の物価の変化率は厚労省の計算では-4.78%だが、統計局では-2.06%と、結果に大きな乖離が生じています。「物価が下落したから生活保護費を下げる」という理由につかわれた「作為的に偽装された数字」ではないかとの疑念がもたれています。

このことから、国に速やかに生活保護費引き下げとなった根拠の再検証と検証結果に基づく適正な措置を講じ、加速する円安、物価高に合わせて生活保護費の大幅な引き上げを求めているのが「いのちのとりで裁判」で「新生存権裁判」とも呼ばれています。